

【旅行業法制度に関する諸外国との比較】

資料2

	日本	EU	イギリス	フランス	豪州	中国	アメリカ (カリフォルニア州)
旅行業に関する法制度	旅行業法	パッケージ旅行指令 【EU指令】	ATOL(航空旅行) パック旅行規則	旅行法典	旅行業法	旅游法 (2013.10.1施行)	カリフォルニア州商法 17750条
規制の対象となる旅行業の定義	①運送機関の手配	規制あり	—	規制あり	規制あり	—	規制あり
	②宿泊機関の手配	規制あり	—	—	規制あり	—	規制あり
	③パッケージ旅行の企画・実施	規制あり	主催者又は販売者として①交通、宿泊サービス等の組み合わせであって②包括料金で販売され③旅行期間が24時間超か又は宿泊を伴うものを販売する者に対して規制	同左	同左	規制あり	規制あり (①のサービスと他の旅行サービスを組み合わせ手配・提供するものが規制の対象)
旅行業を営もうとする際の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業務取扱管理者の選任 ・営業保証金の供託 ・基準資産額の確保(登録要件) ・申請者の有罪判決の有無等 	加盟28カ国それぞれによって異なる(詳細不明)	あり(詳細不明)	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行代金の基金への割当て ・消費者への帰還に要する費用の保証 ・旅行業務から生ずる金銭的な債務や損失に備えた保険への加入 ・一定期間の研修の終了、旅行業の実務経験又は旅行・教育大臣により定められた学位の保有等 	営業保証金 旅行業開始時約200万円、毎年更新時約20万円(返金制度なし)。	旅行社管理条例他の規定に基づく規制(詳細不明)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録料の払込 ・旅行者返金信託基金への預入れ ・全営業所の申告 ・申請者の有罪判決の有無等
旅行業に係る資格	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業務取扱管理者 ・旅程管理主任者 	—	—	—	日本の管理者制度に類似の制度あり	—	—
旅行中の事故等に係る補償制度	標準旅行業約款による特別補償規程がある(第三者による損害や予見不可能なものも補償対象となるが、国内旅行に限り、地震、噴火、津波は免責)。	パック旅行主催者又はパック旅行販売者が債務の履行に責任を負うが、損害の原因が第三者であるときや予見できず回避できない事由の場合は免責。	同左	同左	—	—	旅行業者が、サービス提供者の過失による事故等についても責任を負うかは不明確。
旅行業者の返金債務等の履行を担保する制度	営業保証金 (消費者との旅行取引により生じた債務に限定)	倒産時の旅行代金の返還及び帰還の保証を義務付け	営業保証金(ATOL) 英国パッケージ規則により「破産に際しての保証」「保証契約」等の規定がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・基金制度を設置 ・保険加入を義務付け 	営業保証金	営業保証金	旅行者返金信託基金 (事業者の故意、破産申請等の場合に支払可能)

【旅行業法制度に関する諸外国との比較】

	日本	イギリス	イタリア	ドイツ	中国	アメリカ (ハワイ州)
約款等の有無	有	有	有	有	有	無
約款に係る国の関与	国の認可が必要。 実態は国が標準約款を定め、それを旅行者が使用している。	約款の内容は、「英国パッケージ旅行規則」に規定されている。	政令によって定められた「旅行業基本旅行規則」に則した約款を使用しなければならない。	旅行業協会は、同協会作成の約款を使用するよう推奨している。各社が定めた約款の使用も可能。	国の認可を要する。 実態は、国が定めた約款を使用している。	—
特別補償規程	約款に規定。 (企画旅行を実施した旅行者は、責任の有無にかかわらず、参加中の旅行者が一定の損害を被れば死亡補償金等を支払う。)	— (旅行者に対し保険加入を推奨。)	— (旅行会社に参加が義務付けられた賠償責任保険で、消費者に補償する制度がある。)	—	— (一定の損害については旅行会社の旅行会社責任保険で対応。)	—
旅程保証制度	約款に規定。 (重要な契約内容の変更が起きたときは、旅行者が変更補償金を支払う。)	— (サービスの不履行等については、補償を求める制度がある。)	—	—	—	—
取消料規定	約款に規定。 (標準約款によらない取消料を設定する場合は、個別の認可が必要。)	— (各社の判断で決定。)	政令に基づき約款にて規定。	旅行業協会の作成約款に規定されているが、取消料の具体的な数字までは決まっていない。	国が定める約款に規定されているが、各社が自由に決める場合もある。	— (各社の判断で決定。)